

先生の隨筆を左に掲げて欄筆します。

ことしは例にないほどの豊年である。これは農民の祈りにも似た真剣な栽培管理の賜物であるが、また太平の世であり、五風十雨に恵まれたからである。晚秋がれて倒れ代して来る稻の様は、まことに豊年らしい。まさに金風さづくへ漸々の感である。

しかし、豊年祭をしようといふ声も聞かない。古々米があつて家畜の飼料にするといふ話もある。なんとか樂しみうすい農業である。もはや農業も一国の内部事情だけで處理できない複雑な事情が加わってきて、名ようだ。わが國の農業の發展のために、よいか策が生むれてきてもらいたい左のとひだ。

(十一月二十二日(勧善懲惡の日)夜記す)

井ノ上部落の古文書

検地高帳、地価取調帳など

会員 久々宮 水

(南海部郡本正村大字井ノ上
本正村文化歴調查委員会)

(第一頁)

正徳四年五月晦日
因尾村組之水桶木林田方内検地高帳

佐久間俄右衛門

紙数合式格段前後上紙共二

西名 兵古衛門

高瀬恭兵衛

因尾村田方内検地高帳

井野上 中

二百年百姓於平旦差平にて今に田地以受け継がれ
及當リ一石三斗ハ年貢高 植地帳只は記るされ
右

本正村大字井ノ上には、区長が代々受け継いでいる帳、
種類といふのがあります。先日現区長の川野重三さんから
不図したことから其の帳種の底から、遺点の古文書を発

同前 清古工門名受

中ぞの善治郎名受
一、中虎就式格九歩 高式斗志井六合三勾三步
理 八作

見しました。川野区長さんは其のような本の理解の方
の方でしたので、直ぐに私に連絡してくれましたので、
急速調査におきました。

さて其の数冊の古文書を年代順に申しますと、

一、正徳四年 田畠以檢地高帳 三冊

二、嘉永三年 前高津留御成田御檢地高帳 二冊

三、明治八年 地価取調帳 一

四、明治十六年 地租民費取立帳 一

賢に今後の御指導を尋ね次第です。

煙草も打替耕も耕地にて山下日々三斗ハ年貢米高
相当する田畠別の二冊と、名寄原に古左呂一冊ハ三部が
ら成っています。

(表紙)

正徳四年五月晦日

正徳四年井上楠木村田畠取締地高

地区等級	田畠等級	夏當方斗	面積反步	積石	高
井上中	田上	13	19.07	2500033	高
	中	11	54.01	594368	六升二合三勺三才
	下	9	64.20	582000	半八斗
	及	7	23.00	161001	朱
井上村田合計		1.60.28	1587402		高
楠木下	田中	10	3.04	333333	六升二合三勺三才
	下	8	1.16	12266	半八斗
	及	6	1.04	6800	朱
	楠木村田合計		5.24	50399	高
井上中	屋舗	10	109.28	1099333	六升二合三勺三才
	細上	10	58.06	587998	半八斗
	中	8	359.23	2862122	朱
	下	6	243.13	4460600	高
	及	4	184.13	737734	六升二合三勺三才
	山下	3	72.19	217900	半八斗
井上村畠合計		152612	9959690		朱
楠木下	屋舗	10	8.16	85334	高
	細下	7	14.24	103600	六升二合三勺三才
	下	5	64.19	329165	半八斗
	及	3	84.27	254700	朱
楠木村畠合計		1.7226	766799		高

以下同じように書き並べられており、畠方内検地高帳も右と同様式でノムで略します。

大体今ハ井上上の区域内の土地を一筆毎に等級別、石高、所有者名を記載し、細大減らさず記載され、石高はハスは何匁何斗まで計り上げて、藩政時代の苛酷な桜政政策の一端が窺い知れます。往時の総面積及び石高を集計するこ次へ通りです。

井野上田 萩吉名受
一、下 四散五歩 高三斗七升五合
高一升式合 同人作
基 藏 作

次に嘉永三年(一八五〇年)の物は、前高大明神前ハ小盆地の畠に水路を引き、溝渠を築いて開田をし、その面積ハ坂筋や石高の増加を一年毎に記載されております。これについても稿を改めて報告します。

明治八年(一八七五年)の地価取調帳は、用紙は前者に劣りますが、筆跡は毛筆細字乍ら読み易い書体で記されております。これも現在の土地台帳に当るもですが、土地の評価を、田に於いては米価を、宅地と畠は大豆の価格を基礎に算定されているようですが、当時の米価は一石当り四四二十一錢八厘、大豆は三升六十九錢となつています。田の収穫を米一石、畠は大豆五斗八升、宅地を豆七斗八升代としてあります。

帳檻の中に見出し古文書に明治初年の米価を知り、總面積及び地価次の表へ通りです。

地目	面積 反步	積石	一反54 地價	地価合計
田	5.60.06	34.0835	1909.47	
畠	14.79.27	17353	2568.14	
宅地	1.33.07	23399	310.57	
寺社施設	10.12	23399	24.23	
打替畠	103.18	1.494	15.47	
山林	71.54.12	.6525	466.83	
林場	5.00.00	.27	13.50	
原野	24.37.29	.13.5	32.91	
荒地	1.15			
埋葬地	12.18			
溜池	8.66			
小計	124.02.00	(以上ハ未有地の合計)		
神社施設		3.28		
墻外林		25.02		
田畠		4.24		
打替畠		6.00		
山林		4.24		
小計		1.78.18	(以上ハ未有地の合計)	
合計	125.80.18	井上村總反別		

さて右の表ハ如く、耕地面積は正徳年間比べ増加を

とある。こゝ外へかくあるへで引へば、しておおり
タ次第である。

研究

佐伯の港はどんな働きをしてゐるか

――主として本牧の流通について――

大分県立佐伯農高高等学校

教諭・同校郷土誌クラブ顧問

本会会員 市野瀬

仁

第二章 佐伯港

第三節 その社会的環境

見ていますが、一方世帯数について見ますと、正徳四年
八極地帳によると、四十八戸を数えることが出来ます。
明治八年まで百六十余年間に一戸だけ断絶していますが、
他に増減はなく、殆んど人家が代々家名とせられて明治
に至つて、ます。所在地も幾分の移動はあっていますが、
明治以降はようか事は無かつたようです。世帯数は前述
の如く正徳四年が四十八戸、明治八年四十戸ですが、
明治十六年には二戸分家が出来て四十九戸となつていま
す。其の後時代へ推移と共に多少の増減はあります。五十年前
海に舟、上五十戸と言われて来ましたようだ。五十戸前
後へようで一戸。戦後一時六十戸を数える所が左へ左が
現在は奇しくも正徳年間と同じく四十八戸であります。
今や農山村の過疎化が問題視されて、正徳以来
二百五十年余年續り、正徳四年がけは守り継ぎ左へ左へ
であります。

二百五十年経てども戸数四十八 正徳四年に度ら
谷を知る。

明治八年の地価取調帳には上表紙に年号はありません
が、中に「三百二十八番字櫻井（荒田左近十五歩
当、明治八年ヨリ五年半起返シ見込ミ」と云う箇所があります。
そこで、明治八年がどうと思われます。
百戸には、表紙はありません

嘉永三年のもの、第一頁には
「因民村組又赤井、上蒲高岸留、古畑成田御旗地高張
田方 村中 千、上
ガニナキ甚吉名後中畠八畝十九步高六斗九升六匁七寸
ハ坂三段拾歩 高六斗六升六合六匁七寸畠地引穀改地
前中用五段也步 此度用後と相成候」